

山形県土地利用基本計画における五地域区分の 変更（案）について

令和3年2月

山 形 県

別紙様式
変更内容説明書（山形県）

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) ①	割合(%) ①/県土面積	拡大面積(ha) ②	縮小面積(ha) ③	差引面積(ha) ④:②-③	面積(ha) ⑤:①+④	割合(%) ⑥:⑤/県土面積
都市地域(a)	126,662	13.6%			0	126,662	13.6%
農業地域(b)	337,371	36.2%		41	△ 41	337,330	36.2%
森林地域(c)	669,271	71.8%		2	△ 2	669,269	71.8%
自然公園地域(d)	153,520	16.5%			0	153,520	16.5%
自然保全地域(e)	4,892	0.5%			0	4,892	0.5%
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	1,291,716	138.5%	0	43	△ 43	1,291,673	138.5%
白地地域	5,929	0.6%	1		1	5,930	0.6%
県土面積	932,315	100.0%			0	932,315	100.0%

注1: 県土面積は、令和2年7月1日現在の国土地理院発表の「全国都道府県市区町村別面積調」による県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3) 「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4) 「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5) 「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

(2)変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)					変更部分の 地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白 地 域 の 増 減	地目	面積			
					名称	面積	名称	面積						
1	川西農業地域 (8-6, 8)	川西町		12	都	12	なし (用途指定 予定)	12	0	農地等 宅地等	3 9	北西部に一部の農地があるものの、 周辺ほとんどが住宅や工場となっ ており、農業経営の近代化が図られ る見込みがない。現況は市街地が 進行している地区でありマスター プランに沿って、用途地域の指定 を行うため。	農振法(農振 地域の変更) R3.4予定	令和2年9月7日付け農振 第1623号 農林振興局通 知により、非線引き用途地 域の指定等を伴う場合に は、国との事前調整等は 不要とされている。
2	川西農業地域 (8-6, 8)	川西町		29	都	29	なし (用途指定 予定)	29	0	農地等 宅地等	0 29	住宅がほとんどで農地は点在する のみであり、農業経営の近代化が 図られる見込みがない。現況は市 街化が概ね完了している地区で あり、マスタープランに沿って、 用途地域の指定を行うため。	農振法(農振 地域の変更) R3.4予定	同上
3	鶴岡森林地域 (8-2)	鶴岡市		2	農	1			1	民林	2	岩石採取、資材置場の造成及び 産業廃棄物の再資源化施設ヤード の造成完了に伴い、森林外とする ため。	森林法(地域 森林計画区 域から除外) R3.4予定	開発許可日: H元.8.18 林地開発行為完了日: R元.11.8
合 計				43										

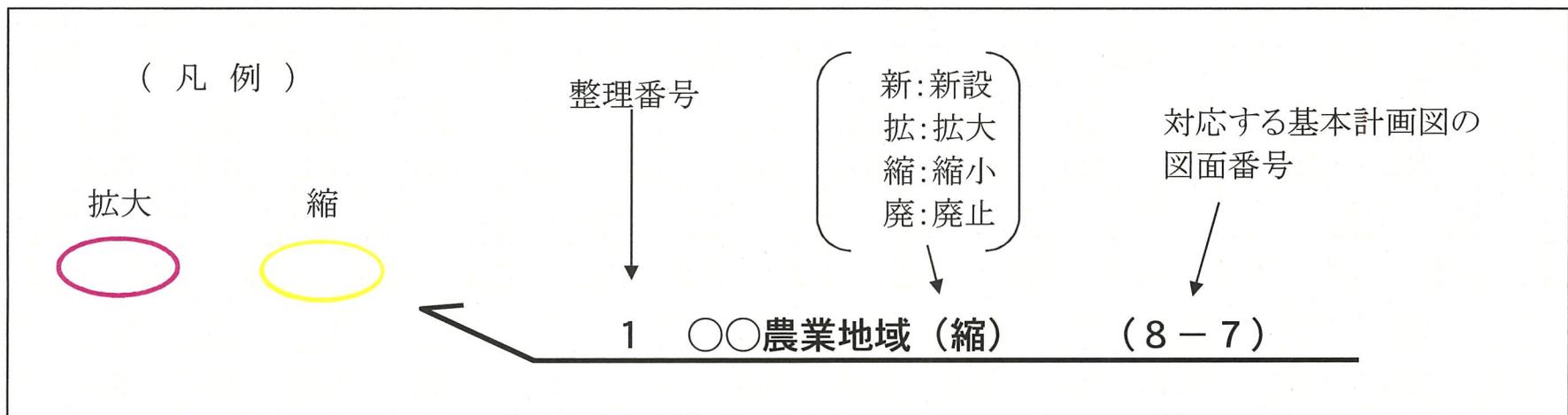
【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地区名(例:○○都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」=「他地域との重複計」+「白地地域の増減」=「変更部分の地目現況 計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の各項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称を記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、地目の現況について、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を「農地」、「森林」、「原野等」、「河川等」、「道路」、「宅地」及び「その他」に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:○○農政局○○課に○月○日文書にて照会。○月○日時点未回答。○月○日口頭で了解の旨連絡受け。)

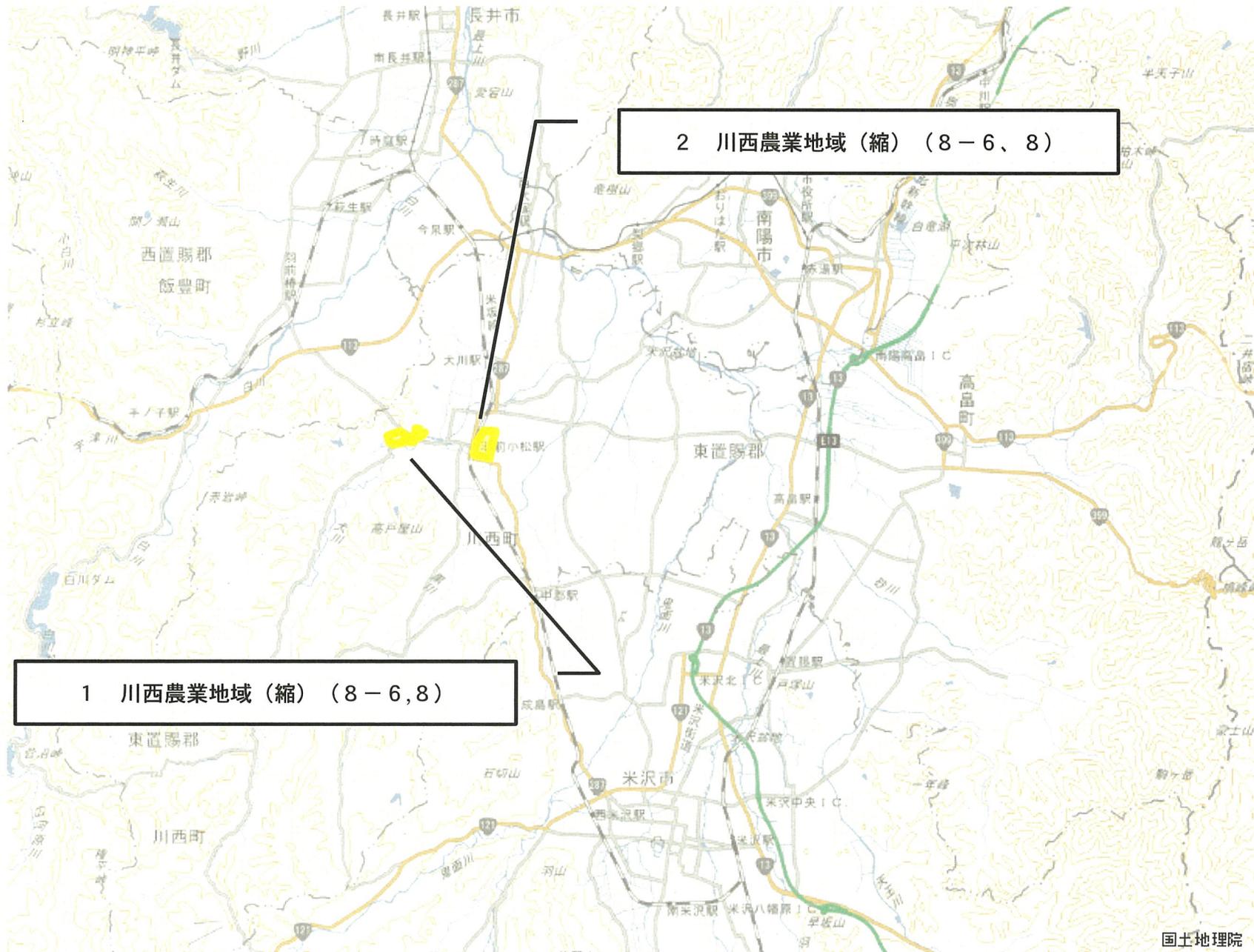
2 計画図（変更位置・区域図）

(1) 変更位置図 別紙のとおり

(2) 変更区域図 別紙のとおり



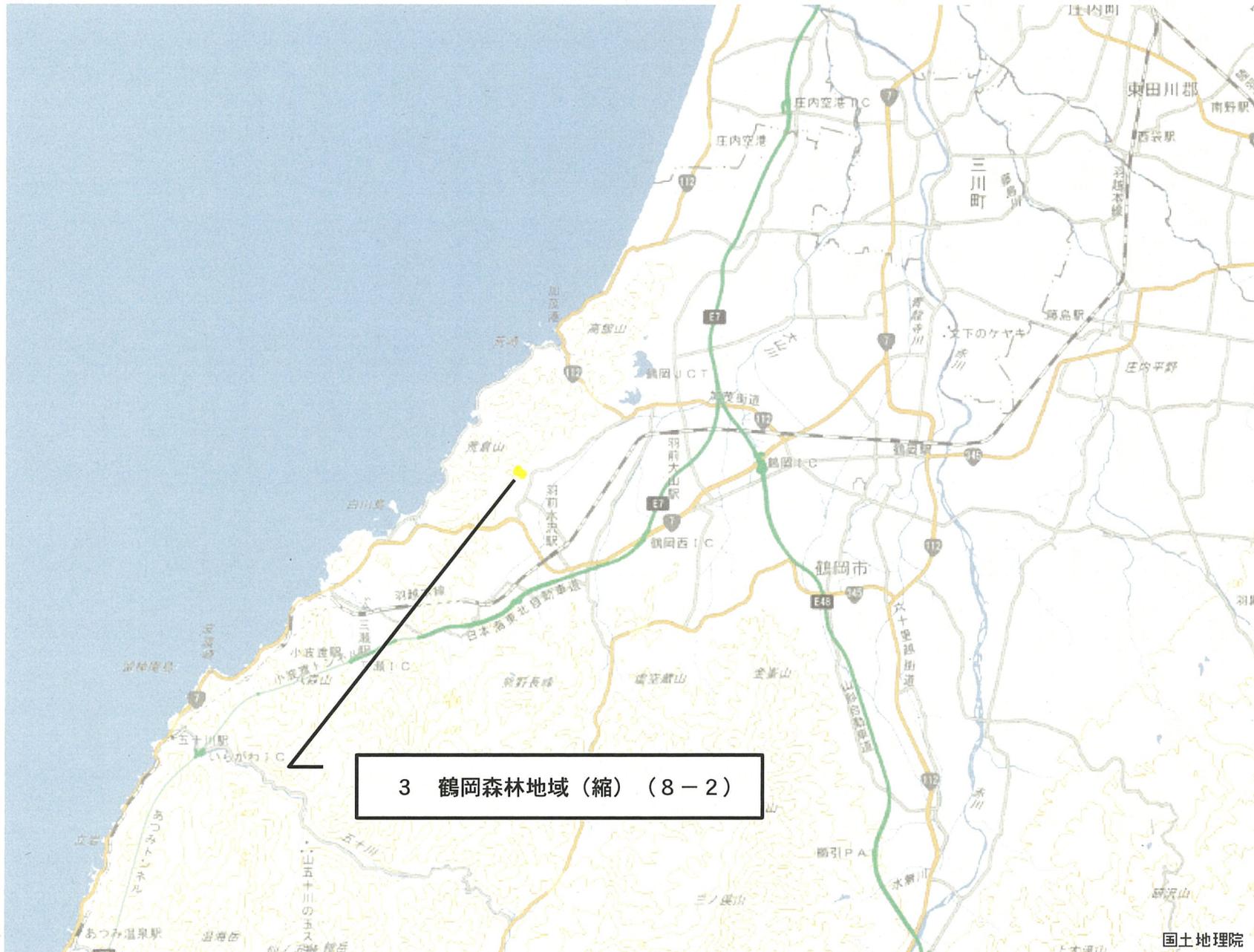
変更位置図 (川西)



図の中心位置 : 38.000, 140.100 (北緯,東経)

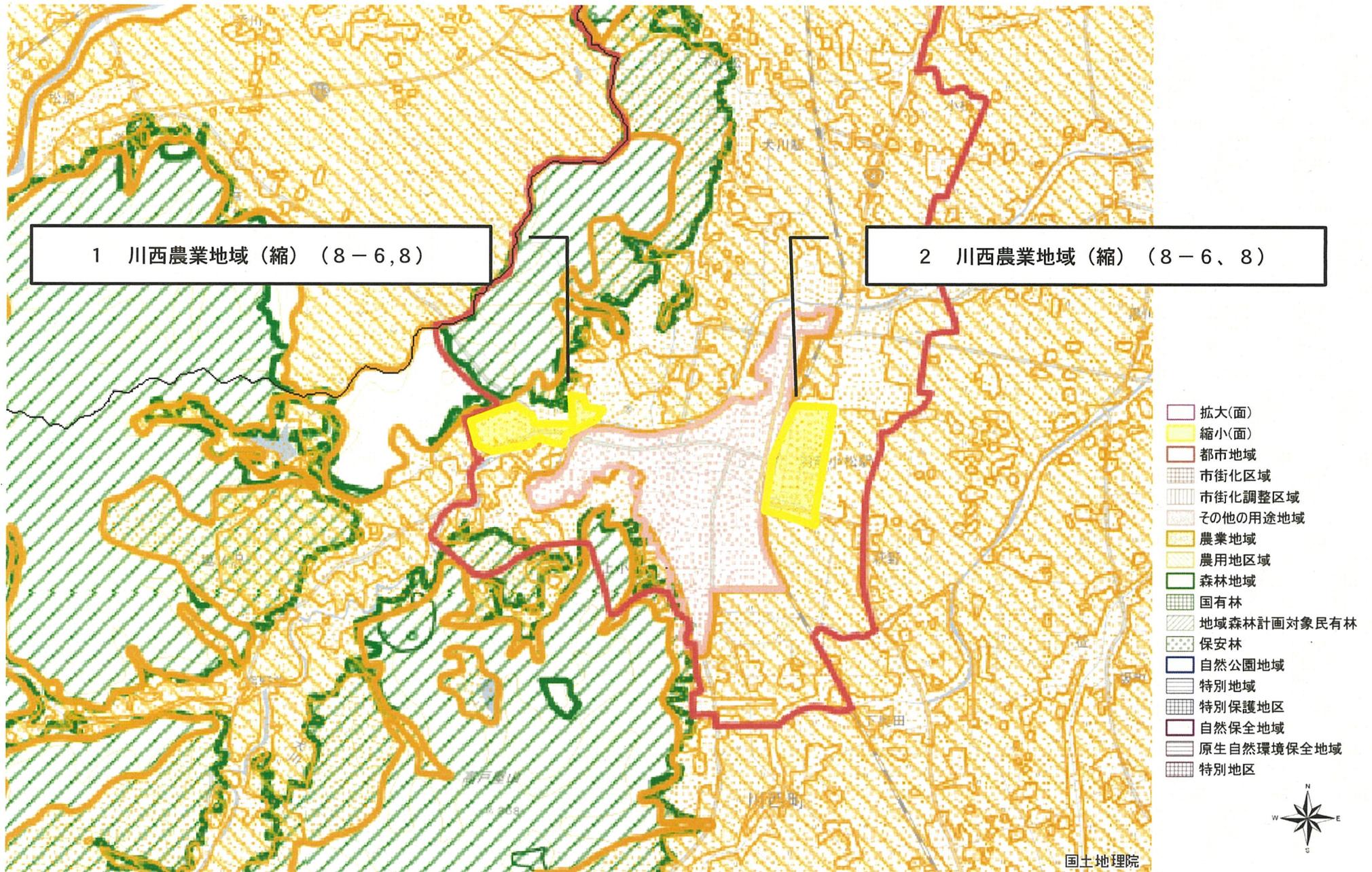
縮尺 1:200000

変更位置図 (鶴岡)



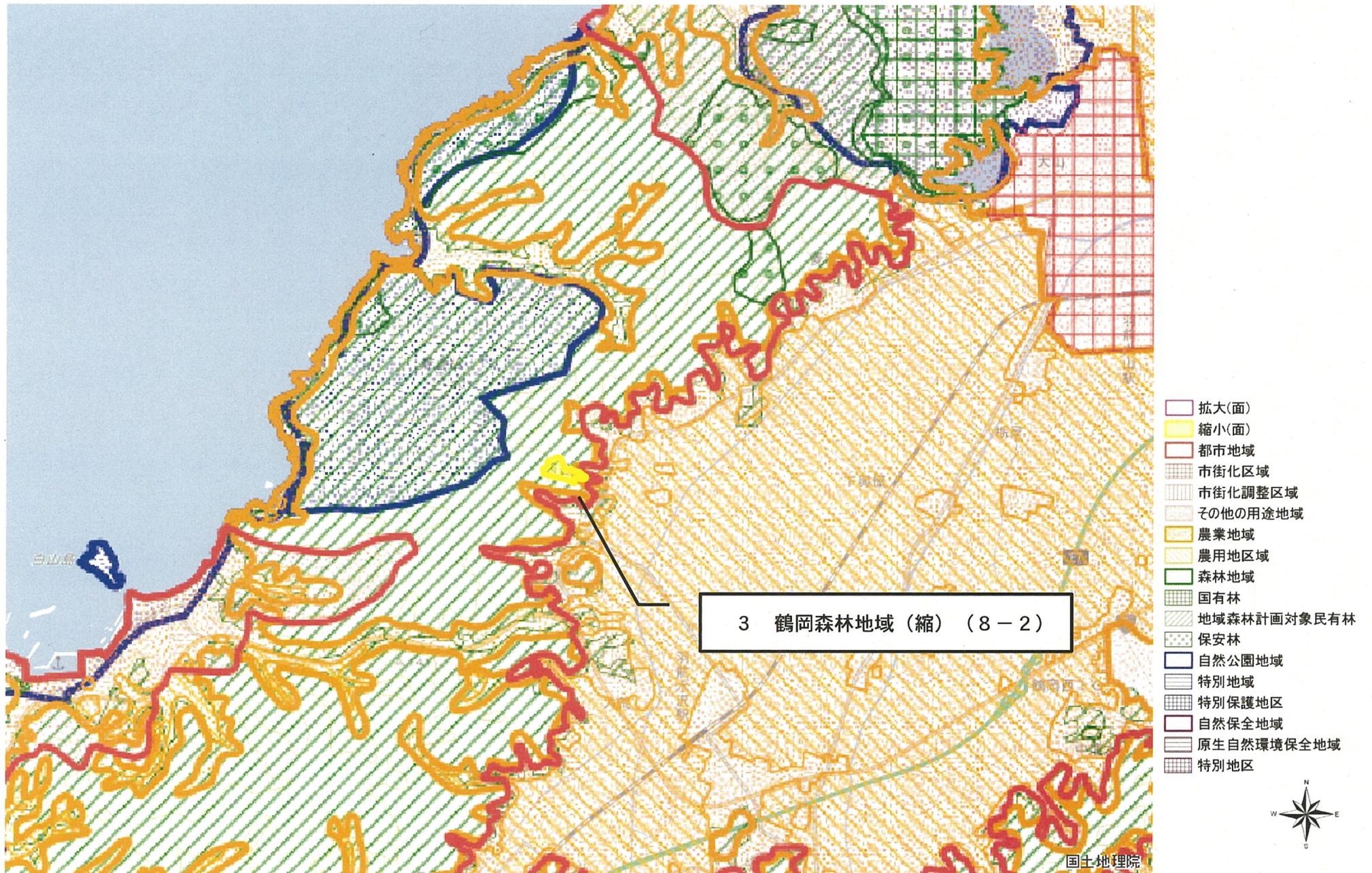
図の中心位置 : 38.730, 139.760 (北緯,東経) 縮尺 1:200000

変更位置図 (川西)



図の中心位置： 38.010, 140.030 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

変更区域図 (鶴岡)



図の中心位置 : 38.730, 139.720 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

3 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

(1) 都道府県庁内での調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
庁内土地利用担当課 (計画図の変更案件の確認)	令和2年5月27日	・特に意見なし
庁内土地利用担当課 (計画図の変更案件の調整)	令和2年10月8日	・特に意見なし
庁内土地利用担当課 (計画図の変更案件の確認)	令和2年12月10日(書面)	・特に意見なし

(2) 市町村(国土利用計画法第9条第12項関連)

市町村名	調整状況	主な意見等
鶴岡市、川西町	令和2年12月10日(書面)	・特に意見なし

(3) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況	主な意見等(意見聴取済の場合)
本日の第3回総合政策審議会土地利用部会にて意見聴取を実施		

(4) 国土交通省等との事前調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等(調整済の場合)
国土交通省		意見聴取を継続中